

会 議 録

会 議 名	第5回野田市総合計画審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	野田市総合計画後期基本計画の素案について（公開） (1) 野田市総合計画後期基本計画の素案について ①委員から頂いた意見について ②第4回総合計画審議会以降の修正について ③重点プロジェクトについて (2) パブリック・コメント手続の実施について (3) その他
日 時	令和4年7月20日（水）午後1時30分から3時30分まで
場 所	市役所高層棟8階 大会議室
出席者氏名	会 長 内山 久雄 委 員 石川 雅浩 遠郷 順子 五味 良仁 佐々木 盛次 佐藤 隆八 清宮 絹江 瀬能 千恵子 高須賀 晴子 中村 卓史 林 元夫 古谷 勝 横川 しげ子 事務局 生嶋 浩幸（企画財政部長） 金田 昌丈（企画財政部次長） 中村 正則（企画調整課長） 池田 文彦（企画調整課長補佐） 中山 晶博（企画調整課副主幹（兼）企画調整係長） 近藤 敬寿（企画調整課主任主事） 鈴木 小夏（企画調整課主事） 職 員 染谷 篤（教育長） 中沢 哲夫（水道事業管理者） 牛島 修二（市政推進室長） 大久保 貞則（総務部長） 宮澤 一弥（市民生活部長） 宇田川 克巳（自然経済推進部長） 柏倉 一浩（環境部長） 坂齊 和実（土木部長） 浅野 開作（都市部長） 渡邊 一雄（都市部参事監） 小林 智彦（福祉部長） 須田 光浩（健康子ども部長） 山田 充子（会計管理者） 根本 一弘（議会事務局長） 鈴木 廣（選挙管理委員会事務局長） 飯塚 浩司（監査委員事務局長） 山下 敏也（教育次長（兼）生涯学習部長） 土屋 孝之（学校教育部長） 大塚 和彦（農業委員会事務局長補佐） 菅野 透（消防長） 渡會 真奈美（PR推進室主幹）
欠席委員氏名	伊藤 香織、加藤 満子、鴨狩 真義、鈴木 昭夫、知久 久利子、西尾 健太郎、平野 滋
傍 聴 者	3名

議 事

1 開会

企画財政部長 令和4年7月20日午後1時30分、開会を宣言し、資料の確認を行った。また、運営の透明性の向上及び公正性の確保とともに、市政への参画を促進し、開かれた市政の実現を図ることを目的として、会議を原則公開とすることを説明した。

議事進行を会長に依頼する。

2 議題

野田市総合計画後期基本計画の素案について

会長 本日は、委員数20人のところ13人が出席し、委員の過半数が出席しているため、野田市総合計画審議会条例第5条第2項により会議が成立していること及び傍聴者が3名有り、入室を許可したことを報告する。

(1) 野田市総合計画後期基本計画の素案について

会長 それでは、議事に入らせていただく。これまでの会議で出された意見についてどう対応するか、また、第4回の会議以降に必要なが生じた修正の報告、重点プロジェクトについて審議していただく。素案について、当審議会の委員の皆様のご了承を得た後に、素案に対して市民から意見を頂くために実施するパブリック・コメント手続の説明を事務局からしていただく。本日の審議の方法は、「総合計画後期基本計画の素案」の小項目ごとに事務局から説明し、説明内容に対する御質問、御意見を頂く。

それでは、①番の「委員から頂いた意見について」、事務局から説明をお願いする。

<事務局説明>

・令和3年8月3日付けで、佐々木委員から「学力不足等による学習意欲喪失の対策」に関する意見書が提出されていたが、審議の時間が取れていなかったため、本日議論をしていただきたい。意見については基本目標3「豊かな心と個性を育む都市」の基本方針1「質の高い学校教育の実現」に係るものである。議長に進行をお願いする。

会長 佐々木委員から意見書の概要説明をお願いする。

佐々木委員 1番「落ちこぼれ」の基本的な理解について、多くの人は「落ちこぼれ」は、その子の理解力が低いから生まれるものだと思っているのではないかとと思う。しかし、これはシステムによって構造的に引き起こされている側面が非常に大きい。考えてみれば当然のことだが、みんなで同じことを、同じペースで勉強していれば一度つまずくと、そのまま取り残されるということが起こってしまい、内容が理解できないまま、授業はどんどん進んでいき、結果として、その子は「落ちこぼれ」のレッテルを貼られてしまうことも考えられる。しかし、「みんなで同じことを、同じペースで」が学校のシステムである以上、先生はついていけない子がいたとしても、先に進んでいくほかない。一斉授業・画一カリキュ

ラムが中心の学校では、どのクラスでも、授業についていけずに辛そうな顔やつまらなそうな顔をしている子どもたちが一定数いる。一度「自分は落ちこぼれなんだ」と感じてしまった子どもが、学びへの自信、さらには自分自身への信頼を回復していくことは並大抵のことではない。これは、システムが生み出した“罪”とさえ言えるのではないかと思う。ほとんどの先生が、この問題に気がついており、どうにかしたいと思っている。しかし、システムが画一的である限り、全ての子どもに個別対応することは現実的にはとても困難である。このため、年に何人もの“落ちこぼれ”が出ることに慣れてしまった先生たちの中には、「そういうものなのだ、仕方がない」と諦めてしまう人も少なくない。しかし、責められるべきは先生ではなく、「みんなで同じことを、同じペースで、同じようなやり方で」学習するシステムである。2番、野田市の「落ちこぼれ」対策については、以前、野田市では「ステップアップセミナー」と称し、経済的理由で費用負担ができない家庭の中学3年生を対象に、奇数週の土曜日の2時間（英・数）学習支援を実施していた。その後、生活困窮者自立支援法に基づき「子ども学習支援」が自治体の任意事業と位置付けられたことから、「子ども未来教室」事業が2014年よりスタートし、既に7年になる。子ども未来教室事業（中学生）に関しては、意見書を2019年10月に市に提出しており、ここでは要点のみを説明する。教育委員会の生涯学習課が担当の子ども未来教室9事業が基本となっている。現況としては、「多くの生徒は保護者の指示で参加していることもあり、自主的に学習しようとはせず、自学自習など無理な注文である。数学、英語を中心に学習することになっているが、科目は自由であり、その日に学校で出された宿題をこなすことで精一杯。数学や英語の学習指導をする講師が付いていても、宿題をやっているだけのため、ほとんど教えることはない。また、宿題、家庭学習は“おしゃべり”しながら、漢字を書く、英単語を書く、ワークはただ答えを書き写すだけである。これでは、学力が向上するわけではない。生徒に「何か解らないことはない？」と質問すると、ほとんどの生徒は「分かるからいい」と答える。中には講師がそばにつくことを嫌がる生徒もいる。自分の学力レベルを知られたくないのだと思われる。子ども未来教室には、このようないわゆる「落ちこぼれ」の生徒がかなりの人数が存在する。しかし、今の子ども未来教室では、落ちこぼれの生徒、生活困窮者家庭の生徒、知的障がいのある生徒は埋没してしまい、有効な学習支援はできない。ある程度専門的な個別指導が必要である。落ちこぼれレベルの生徒は、これまでの経験観察から、心を閉ざしひたすら学力を隠そうとする。また、学習して分からないとあきらめ、最初からやろうとしない。プライドを傷つけられたくないからか、特に異性、友人の前では強く表れる。しかし、彼らは昨日今日落ちこぼれたわけではなく、小学中学年頃から少しずつ学力が追いつかなくなり、その積み重ねで「自分は落ちこぼれなんだ」と感じているのだと思う。誰かが手を差し伸べていれば、支援のシステムが構築されていればと強く思っている。7年も経過しているので、年々改善されてはいるが、それよりも学習環境を乱す生徒、全く学習しようとする生徒が少なくなり、入会する生徒が絞られてきているため、自主的に学習しようとする中レベルの生徒が集まる場になってきていると思う。半数以上は学習塾に通っているようである。結局、全ての生徒にという条件なしの学習支援事業は、自学自習がどうかできそうな中レベルの生徒の集まる場に収束するのだろうと想定される。小学3年生を対象にした子ども未来教室は、基礎問題とチャレンジ

問題のプリントを用いた指導であり、幼く素直な児童の対しては効果があると評価できる。いわゆる落ちこぼれが顕在化する小学校の中学年時に個別対応で学習指導することはとても重要であり、教育効果が高いと思う。残念ながら、私が知る限り、市では「落ちこぼれ」対策なるものは特に実施されていないと思う。民間については未来塾、ひまわり学習会、外国人支援グループそして国際交流協会の4者で「多文化 福祉・学習の支援協議会」を2014年に結成し、支援の網から漏れのないようなネットワークをつくり、協力・連携している。

3番の教育を受ける権利の保障について、「落ちこぼれの生徒は、どんな思いで机に座っているのか。理解できない授業をただじっと聞いている。当初はどんなにつらかったことか。想像してみしてほしい。大人なら耐えられず、すぐ退席してしまうだろう。長年にわたりじっと座り続けることを強要され、徐々に慣らされ無気力、無感動な子にさせられてしまう。しかも、その状態は義務教育が終了するまで続く。反発し非行に走る生徒も出てくる。「落ちこぼれ」の放置は日本国憲法第26条「教育を受ける権利」の侵害に当たらないのか。また、26条2項「すべて国民は、・・・普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」とある。「みんなで同じことを、同じペースで」が学校のシステムである以上、授業についていけない「落ちこぼれ」の生徒が一定数いるものだとすれば、当然、「落ちこぼれ」対策がセットでなければ、欠陥教育システムといわざるを得ない。言い換えれば、「落ちこぼれ」対策が保障されてこそ成り立つ教育システムであると言える。」提言4の「落ちこぼれ」対策事業への提言については、子どもの育成を第一と考える市長が、当然落ちこぼれるであろう生徒を放置するはずはない。少なくとも、いわゆる「落ちこぼれ」の生徒が相談・支援する場を市立、民間に関わらず設置するべきである。身心に不自由な子たちの支援の場があるのに、なぜ表には現れにくい“知的に不自由な（落ちこぼれの）”子たちの支援の場はないのか。是非、学習環境に恵まれない生徒を対象とした学習支援事業を、野田市の未来を生きる子どものために、優先して立ち上げていただきたい。提言1については中学部が「何とか自学自習ができそうな中レベルの生徒の集まる場に収束すると想定されかつ半数以上が学習塾に通っているかつ学習効果が期待できない（私は思う）とすればこの事業を続ける意味はあるのか。」これに対して小学部は「小学校の中学年の頃から“落ちこぼれ”が顕在化し始めると考える。この時期に集中して個別対策を講じることができれば、かなりの成果が期待できると考える。現在の3年生だけでは不十分であり、3・4年生に連続で対応することが、教育効果を高める上でも重要である。ただし、学習指導方法については更に研究する余地がある。少なくとも、四人に一人、落ちこぼれを防ぐことができれば、事業は成功だと思うし、評価に値すること間違いない。」小学校3年生は授業回数は15回前後であるが少ない。少なくとも四人に一人の落ちこぼれを防ぐことができればこの事業は成功ではないかと思う。提言3については「教育機会確保法によると、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等の施策を総合的に推進する。そして、国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携の下に行われるようにすることと記されている。現在、不登校等の問題は「ひばり教育相談」が担っているが、十分とは言えない状況と思う。民間とのネットワークを構築し、民間のパワーを積極的に活用すべきである。これは、時勢の要請であるとも言える。提言5、私は人生の多くを子どもたちに関わってきた。現在は、生活困窮者自立支援法に基づき立ち上げた「ひまわ

り学習会」で学習環境に恵まれない子どもたちの学習を支援して8年になる。かつ、同じ頃に始まった野田市の「子ども未来教室」でも講師として関わり5年以上になる。教育を受ける権利をその入口で奪うことは、社会を支える大人として看過することはできない。「貧困の連鎖」を断ち切るには教育が最も重要であると考え、落ちこぼれの生徒や生活困窮者家庭等の生徒の学習支援対策を是非喫緊の重要課題として、総合計画後期基本計画に審議の上組み入れていただきたい。

会長 佐々木委員からの「学力不足等による学習意欲喪失の対策」の意見に関する野田市の現状について、事務局より説明をお願いする。

教育次長 第1回目の当審議会において頂いた御意見「学力不足等による学習意欲喪失（落ちこぼれ）の対策事業」における「落ちこぼれ対策事業への提言」について、教育委員会としての考えを次のとおり示させていただく。まず、「落ちこぼれの基本的な理解について」について、佐々木委員がおっしゃる様に現在の教育システムは、一斉授業、画一カリキュラムが中心であり、年間を通して授業を終了させる必要があることから、子どもたち個々に対する振り返りの時間は十分ではない可能性もある。教育委員会としては、学習に遅れのある子どもたちへの対策を怠っているわけではない。市内小中学校においては、確かな学力の向上に向けて主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいるところであり、これまでの授業実践を基に、最先端のICT機器を活用することにより、日常の学習活動を一層充実させ、どの児童・生徒も分かった、できたと感じることができる授業を進めている。また、デジタル学習ドリルやアプリを使うことにより、自分のペースで学習を進めるなど、一人一人の取組や習熟の程度に応じて学習を行うことも可能としている。さらに、これまでどおり教科専科やサポートティーチャーなどの加配職員を効果的に活用したり、少人数指導や習熟度別指導など様々な指導形態を取り入れたりしながら、どの児童、生徒も確実に学力が向上できるように取り組んでいる。学習に遅れのある子どもたちには、それなりの理由があり、例えば基礎学力がない、勉強の仕方が分からない、モチベーションが上がらない、また自信がないなどが挙げられる。教育委員会では、このような問題を解消し、勉強に興味を持ち、楽しく学べるよう施策を展開しており、学校での授業とは別な施策の一つとして「子ども未来教室」を実施している。

子ども未来教室は、平成26年度から平成28年度まで経済的な理由で学校以外に学習機会の少ない市内の中学生を対象に、数学、英語の無料学習支援であるステップアップセミナーを実施してきたが、家庭の経済状況だけでは分からない様々な事情により学力向上の機会を得られていない子どもたちもいるという実態に即し、平成29年度からは対象を全中学生に拡大し、希望する全ての中学生に学校以外での学力向上の機会を得られる形に改めたところである。また平成30年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生も対象として、国語、算数の学習支援を実施している。子ども未来教室は、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるために実施しているもので、実施内容を見直しながら進めている。このような経緯も踏まえて回答すると、提言1点目の「子ども未来教室の対象を見直す」については、小学生の部は、九九や覚え

る漢字が増えることで、学力に差が出て授業について行けなくなる児童が増える3年生のみを対象としていたが、委員と同様、教育委員会としても3年生だけでは十分に目的を達成していないものと考えている。しかし、対象学年を拡大するためには、講師、教室、実施時間の確保や下校時間が遅くなることでの防犯面での課題を解決する必要がある、子ども未来教室の実施日や方法の変更など、抜本的な見直しを検討したいと考えている。

2点目の「学習環境に恵まれない生徒を対象とした学習支援事業」については、平成26年度から経済的に塾などに通わせることが困難な世帯を対象にステップアップセミナーが始まったが、世帯所得により対象を限定するということは参加する子どもたちに劣等感を抱かせることや差別にもつながりかねないということもあり、平成29年度から全生徒を対象にしており、このことから、特に経済的に厳しい家庭の生徒を優先するという考えはないので、御理解いただきたい。

子ども未来教室での学習指導等については、委員も御承知のとおり、基礎学力を養うことが重要であるとの考えのもと、学習プリントなどで繰り返し復習することを行い、基礎学力の向上と学習習慣の定着を図っている。しかし、個々の児童、生徒に合った学習を実施する必要もあることから、基礎コースや応用コースなどの習熟度別の学習が可能となるよう、検討を進めたい。学習指導委員会及び学習効果検証委員会の設置については、土曜授業に関しては「土曜授業検証委員会」において、毎年検証を実施しているが、子ども未来教室については、個別での効果の検証は実施していない。しかし、通常授業を含めた総体的な検証をするため教育委員会では、各学校に学力向上に関する委員会を設置し、学習到達度調査の結果を分析し対策を立てている。そして、学校によって学習課題などの実態が異なることから、市内全校の担当教員が集まり、課題克服のための授業充実研修会を開催し、指導と効果について検証しながら、学習に遅れのある子どもたちを含めた全児童生徒の対策を図っている。さらに、現在、教育委員会では、市独自にサポートティーチャーを53名、小規模特認校講師を2名、児童生徒支援員81名を配置し、子どもたちの学習に遅れないよう努めており、今後もこれらの取組を継続していきたいと考えている。

3点目として、「教育支援のネットワークづくり」については、学習に遅れのある子どもたちには様々な理由があるため、教育委員会が行う学習支援だけでは補えない場合があり、民間団体を含めた地域の協力は必要不可欠であるものと考えている。このため、今回の「基本計画（素案）」の中でも、学校、保護者、地域が連携、協働し、児童生徒の教育活動を推進する旨を掲げており、これらの連携を積極的に進め、支援を要する子どもたちが活用しやすい環境を作ってまいりたい。

現在、以上のような取組を進めているが、教育委員会では、子どもたちにとって、勉強だけが全てではなく、いろいろな能力、学びの場があるべきと考えている。複雑多様化する社会では、子どもたちが置かれている状況や経験、多様な生き方に対する自己評価がうまく尊重されるような教育が必要である。子どもたちにとっての勉強は、教科書を開くことだけが全てではなく、例えば、スポーツや芸術、その他家事やボランティア、自然環境に対する取組など、子どもの興味、関心事において、様々な経験を積む意味や価値を認めることも重要である。その結果はすぐに出るものではないが、必ず子どもたちの将来の道標や引き出しにな

ると考えている。夢や希望を持つことができれば、勉強するモチベーションも高められ、それが具体的な目標となり、達成感を得られるような体験ができれば、学ぶことが更に楽しくなるものと思われる。

教育委員会では、幅広い分野の学習や体験を通じ、野田市の子どもたちが活気に満ちたものとなるよう、子ども未来教室やオープンサタデークラブの実施方法等を抜本的に見直す方向で考えつつ、委員から提言いただいた御意見も勘案させていただき、より良い施策を考えてまいりたい。

会長 事務局からの説明に対し、質問はあるか。

中村委員 文部科学省からの指導要領に基づいて教育をするということは理解できるが、個人の得意分野を伸ばせる場が増えればよいのではないかと思う。

教育長 学習に遅れが出てくる子どもは、算数、数学分野、中学校に入ると英語分野の理解ができないという生徒が多くなるため、学校では事業改善、改革等を行い、支援員を設置し、できるだけ落ちこぼれさせないよう取組をしている。勉強以外にも子どもたちが、活躍する場面はたくさんあるので、市の方針として、子どもが活躍できる場を増やしていきたいと考える。

企画財政部長 昨年8月に頂いた佐々木委員の意見への対応としては、令和4年3月に審議していただいた基本目標3、基本計画素案の63ページの表の施策「子どもの学力の向上や個性・能力を伸ばす教育の推進」の中で「子ども未来教室の充実」、「GIGAスクール構想の実現」を追加させていただいており、4番の施策の内容についても、基礎学力の向上、学習習慣の定着というところから始まり子ども未来教室について記載を追加させていただいている。本来であれば3月の審議会で提言を取り上げていければ良かったが、今回となり、お詫び申し上げます。

会長 佐々木委員の意見については、既に前向きに考慮されているとのことから修正等を行わないこととする。事務局に委員から頂いた意見についての説明をお願いする。

①委員から頂いた意見について

<事務局説明>

- ・これまでの審議会において、素案に対し各委員から多くの意見を頂いている。頂いた意見について、市の考え方及びそれに伴う対応についてまとめた。その中で、三つの項目について素案の修正が必要と考えている。始めに修正を行わない意見に対する市の考え方について説明する。
- ・資料1の1ページの基本目標1「自然環境と調和するうるおいのある都市」の意見番号1番、2番は基本計画に包含され、3番は個別事業による対応及び個別計画により対応するものと考えていることを説明
- ・意見番号4番は個別事業により対応するもの、8番は個別計画により対応するものと考えていること及び5番、6番、7番は素案の修正を行うため、後ほど説明することを説明

- ・資料1の2ページ、基本目標2「生き生きと健やかに暮らせる都市」の、意見番号9番と14番は個別計画により対応するもの、番号の10、12、13、15、16は個別事業により対応するものと考えていること及び11番は素案の修正を行うため、後ほど説明することを説明
- ・資料1の3ページ、基本目標3「豊かな心と個性を育む都市」の、番号の18、19、20、22、23、25番は基本計画に包含されるもの、27番は基本計画に包含されるもの及び個別事業により対応するものと考えていることを説明
- ・意見番号の17、24、26、28、29番は個別事業により対応するもの、21番は個別事業により対応及び個別計画により対応するものと考えていることを説明
- ・資料1の4ページ、基本目標4「安全で利便性の高い快適な都市」、基本目標5「市民がふれあい協働する都市」の、意見番号の32、33、34、36、38番は基本計画に包含されるもの、30、31番は個別計画により対応するもの、35番は個別事業により対応するものと考えており、37番は素案の修正を行うため、後ほど説明することを説明
- ・資料1の5ページ、基本目標6「活力とにぎわいに満ちた都市」の意見番号の39、44、45、46、47、48番は基本計画に包含されるもの、40番は個別計画により対応するもの、41、42、43番は個別事業により対応するものと考えていることを説明
- ・資料1の6ページ基本目標6「活力とにぎわいに満ちた都市」の続きで、意見番号の49、50、51、52番は、基本計画に包含されるもの、53、54番は個別事業により対応するものと考えていることを説明
- ・修正した項目として1点目は、1ページ、意見番号の5、6、7番の意見により修正するもので、「ゼロカーボンシティについて、再生エネルギーの利用だけでなくごみの減量等も効果があると考えるので、記載を追加してほしい。ゼロカーボンシティを分かりやすく説明してほしい。」「太陽光発電に限らず、バイオマスエネルギーを活用することも検討してほしい。」とのことから、施策の名称を「再生可能エネルギーの利活用」から「ゼロカーボンシティの推進」に変更し、施策の内容を野田市の地域特性に合った可能なエネルギー施策の検討と小中学校の環境教育推進等について追加し、資料2の1ページの番号②番や基本計画（素案）資料の該当となる35ページ、37ページを修正し、35ページの欄外に「ゼロカーボンシティ」に関する注釈を加えたことを説明
- ・2点目は資料1の2ページ意見番号11番の、「発達障がいの疑いのある児童に対して、早期診断体制の充実については記載されているが、早期療育についても記載してほしい。」について、資料2では、2ページの番号⑥番の基本目標2基本方針3の「障がい者医療の充実」、基本計画（素案）の資料では57ページ、60ページになるが、施策の内容に「さらに、早期療育につなげられるよう相談支援体制の充実を図ります。」を追加し、主な事業の「発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実」の「早期診断体制」を「早期診断早期療育のための体制の充実」に修正することを説明
- ・3点目は資料1の4ページの意見番号37番の「子育て支援センターや子育てサロン等の記載と同様な高齢者関係の事業を追加してほしい。」を受けて修正するもので、資料2の4ページの番号⑩番の基本目標5、基本方針1の「ふれあい、交流の拠点づくり」、基本計画（素案）の資料では、91ページ、93ページに

なるが、施策の内容に「えんがわ等の事業の充実により高齢者の交流促進を図ります。」を追加し、主な事業に「高齢者の交流促進」を追加することを説明

会長 事務局からの説明に対し、質問はあるか。

古矢委員 資料1の基本目標1、基本方針1、番号2番の部分で、私は付加価値の高い農産物を作ることが大事だという意味で発言したが、市の考え及び対応方針に「農産物ブランド化の推進を図ることで野田産農産物の付加価値を高め、農業収入の向上を目指しています。」とあった。どのようにすれば付加価値が上がる農産物ができるのか、農政課から意見を伺いたい。

自然経済推進部長 農産物の付加価値については、農業者の方々は消費者にいかにか買っていただくか、気に入ってもらい、使ってもらうかを考え、農産物を生産し、市でも、特に減農薬、化学肥料を低減した環境にやさしい農産物を生み出すことで、付加価値を高めていこうと農業者と一緒に考えている。また、若手の農業者の方々と懇談会等を行い、減農薬や化学肥料を低減して育てられた農作物をどのように販売していくか等を協議している。

古矢委員 具体的な方法についての説明が欠けているように思う。ごみを堆肥化することについては希望者には助成金を出す対策を採られていると思うが、堆肥化を進めることについて意見を伺いたい。

環境部長 廃棄物減量等推進審議会で、市民の意見を吸い上げ審議している一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の中で、ごみの減量化の一環として助成金を出して堆肥化を進めている。

古矢委員 総合計画の観点からは、市民一人一人はそれでいいが、野田市の農業や市民の健康を考えると、減農薬や減化学肥料を実現しなくてはならず、本や農家の方の意見を参考にすると、良い土を作るための肥料づくりが大切だとわかった。現代は化学肥料があるので生ごみ等は清掃センターで焼却され処分されてしまうが、生ごみを土に戻す作業をシステム化し、良い土づくりをしてほしい。

自然経済推進部長 堆肥について申し上げると、生産には12か月から14か月かかる。基本的には肥料成分がほとんどなく、そのまま野菜作りに使うのではなく、肥料による窒素過多になっている土壌を整えるための改良材に使うなどで有効利用をしているのが現状である。その他に牛糞、もみ殻、堆肥という形で発酵を促進させるような牛糞を用いた堆肥作りも取り組んでいるが、野菜作りのための堆肥を作るのはすごく複雑で難しい。土づくりについては、農産物ブランド化という個別事業の中で今後も農家の方々と議論をさせていただく。

古矢委員 本を読んでハザカプラントがあり、有機廃棄物をバクテリアにより発酵処理で土に戻す処理法で、余分なエネルギーを使わなくて済むとのこととても感心した。仙台市から始まり、全国に広まっているため、野田市でもこのシステムを取り入れてはどうか。

林委員 理想として古矢委員の意見は分かるが、市民全体が出す生ゴミの分別を全て同じレベルにしないとできないことなので、市民全体が意識して取り組めるのかをまず考える必要がある。資料2の⑨番について、流山の物流センターの大部分が完成し、交通が増えると、今でも南部地域は細い道を車が通り16号への抜け道としてより危なくなるとの主旨で意見を申し上げた。素案には松戸野田線の運河の橋の話が出ているが、梅郷駅前の流山街道や旧コカ・コーラの前の野田牛久線は朝も夕方も行列になっているだけでなくそれによって通学路になっている細い道を抜け道として使うことの問題提起であったため、確認のため申し上げる。

会長 事務局の考えはどうか。

自然経済推進部長 総合計画の修正については行わず、堆肥の生産については個別事業で今後しっかりと取り組んでいきたいと考えている。

会長 以前野田市は農業を継ぐ人がおらず、衰退してしまうという話もあったが、最近若い方も増えており、農業も高度化していると理解した。古矢委員の意見はもっともであるが、今後の市政に反映することによるか。

古矢委員 ごみ処理問題については農政課だけでなく市全体で今後の取組について考えてほしい。いろいろな成功事例を参考にし、ごみ処理を資源化し、良い土づくりに役立ててほしい。

会長 古矢委員はごみ処理について総合計画の観点からも重要視するような修正が必要だと言うが、事務局の個別事業で対応する意識が見受けられるため、修正する必要はないのではないかと思うが、私の意見に対して事務局から意見はあるか。

自然経済推進部長 堆肥の生産自体がごみの減量から始まっている。総合計画では持続可能な社会を目指しながら堆肥生産や個別事業で取り組むこととし、ごみの減量の中に堆肥の利用、減農薬や減化学肥料を記載しているため、古矢委員の意見の概念は盛り込まれている。

会長 林委員からの意見に対し、事務局から説明をお願いする。

土木部長 林委員から流山の物流倉庫に対する交通対策として何か対策が必要ではないかという意見について、松戸野田線については令和4年度の自民党移動政調会に対し4車線化の早期実現の要望を提出しているため、素案に記載した。また、現在県事業で行われている今上木野崎線の整備も促進しており、それらが整備されると、おのずと懸念されている交通対策が取れるという方針を素案に入れているため、今回は修正を行わずに、素案としては対策を盛り込んでいるという理解でお願いしたい。

会長 次の議題について事務局から説明をお願いする。

②第4回総合計画審議会以降の修正について

<事務局説明>

- ・資料2については議題①で説明した以外の修正部分を説明するが、まず、今年度中の実施を予定している「スポーツ推進都市宣言」が、「健康スポーツ文化都市宣言」に変更されたことにより修正を行うもので、項目については、資料の3ページ、⑦番の「生涯学習の推進」、4ページ、⑫番の「文化・教育水準の向上」の施策の主な事業について追加したことを説明
- ・3ページの⑧番の「郷土愛を育む学習の推進」の施策内容について、「健康スポーツ文化都市宣言」に基づき、各事業を取り組んでいることを追記するとともに、そのほか、名称のみの修正部分について、この表には記載していないが、修正していることを説明
- ・2ページの③番の「高齢者の生きがいづくり」に、老人福祉センターの整備について、「高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいづくりの拠点を整備するとともに、」の文章を追加し、主な事業に「新たな老人福祉センターの整備」を追加したことを説明
- ・事業名の変更や事業の終了により修正等を行った項目として、1ページの①番の「不法投棄の撲滅・環境美化の推進」にある市民等に期待される役割の中の「ゴミゼロ運動」を「江戸川クリーン大作戦」と改めたことを説明
- ・1ページの②番、「再生可能エネルギーの利活用」にある、主な事業の「住宅用省エネルギー設備補助金」に関する記述を、「住宅用設備等脱炭素化促進事業」に改めたことを説明
- ・2ページの④番「障がい者福祉の充実」の主な事業から、当該奨励金の支給事業が行われなくなったことから「若年者等トライアル雇用奨励金の支給」を削除したことを説明
- ・2ページの⑤番、「母子保健・医療の充実」に記載される、子ども医療費助成制度について、令和4年8月診療分から「未就学児」を「小学校6年生」まで無料とすることから修正したことを説明
- ・3ページの⑨番の「道路交通体系の整備」の主な事業の「県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の4車線化」に「松戸野田線」を追加したことを説明
- ・4ページの⑩番の「生活環境の充実と情報発信の強化」の主な事業に、「自治体DXの推進による住民サービスの充実」を追加したことを説明

会長 事務局からの説明に対し質問等はあるか。

古矢委員 自治体DXとは何か。

総務部長 自治体DXの推進についてはデジタルトランスフォーメーションといい、国で進めている事業である。例を挙げると、マイナンバーカードの普及促進や自治体の行政手続のオンライン化や自治体の情報システムの標準化や共通化等がある。具体的にはまだ取り組んでいないが、これから進めていく。

古矢委員 国の方針を野田市なりに分かりやすく取り組んでほしい。

企画財政部長 自治体DXについては素案の108ページに記載があるが、109ページ下の部分にモバイル端末についての注釈があり、同様に自治体DXについても注釈を追加させていただく。

会長 次の内容について事務局から説明をお願いします。

③重点プロジェクトについて

<事務局説明>

- ・重点プロジェクトの設定について、資料3の重点プロジェクトとは、これまでの審議会でも審議していただいた分野別の体系となっている基本目標を、横断的に捉え直し、「自然との共生」や「高齢者及び障がい者福祉」、「子育てや教育」などの関連した施策を有機的に連動させながら取り組むという視点に立ち、全ての施策がいずれかのプロジェクトに属する形にしていることを説明
- ・基本目標が縦軸であるとすれば、重点プロジェクトは横軸で、横断的に事業を捉え八つの重点プロジェクトを設定したものであることを説明
- ・各基本目標には、基本方針ごとに関連する施策がまとめられているものの、「自然との共生」や「高齢者及び障がい者福祉」、「子育てや教育」等に関する施策が分散しているため、関連する施策を横断的に整理し、プロジェクトとしてまとめ有機的に連携して事業を進めるため、重点プロジェクトを設定していることを説明
- ・後期基本計画について、方向性は変わっていないため、プロジェクトの追加は行わず、基本目標の中の各施策の変更に合わせて修正を行うことを説明
- ・重点プロジェクトにまとめられる各施策については、これまでに審議していただき、目標値等については、基本計画第2章の施策の展開方向において設定していることを説明
- ・重点プロジェクトでは総合計画の推進により求める理想の姿を示すためにまとめているもののため、重点プロジェクトでは目標値等を設定しないことを説明
- ・重点プロジェクトについては、基本目標の中の各施策の変更に基づく修正にとどめており、例えば、116ページのプロジェクト1の場合、「ゼロカーボンシティの推進」、「プロジェクトを推進するための施策や主な事業」が追加、修正になった部分を、アンダーラインをつけて表記しているため、確認をお願いすると説明

会長 委員から意見はあるか。

石川委員 重点プロジェクト1「自然と共生する街づくり」の「地域資源を活用した交流人口の拡大」の中に「サイクリングロードの整備」、「江戸川舟運の推進」がある。そこに空の分野として「スカイスポーツの推進」を追加してほしい。

企画財政部長 基本的に重点プロジェクトの施策、主な事業については既に皆様に審議していただいた各基本目標の施策の方向の中に示す内容を記載しているため、重点プロジェクトの部分にだけ追加することはできない。

会長 他に委員から意見はあるか。

<意見なし>

会長 次の議題について事務局より説明をお願いします。

(2) パブリック・コメント手続の実施について

事務局 素案について承認いただいた前提での説明ということでよろしいか。それでは説明する。

<事務局説明>

- ・パブリック・コメント手続については8月17日から9月15日までの30日間を予定しており、基本計画の第2章以降について意見を頂くことを説明
- ・素案については、ホームページで確認できるほか、市の施設で閲覧することができることを説明
- ・文書閲覧場所については、担当課である企画調整課の他、市役所1階行政資料コーナー、いちいのホール1階行政資料コーナー、各公民館、各図書館、生涯学習センター等があることを説明
- ・意見の提出方法については、市役所1階総合案内に意見箱を設置するほか、いちいのホール1階関宿支所、各公民館、各図書館、生涯学習センター等に直接持参していただくか、郵送、FAX、メール等による提出も可能である。

会長 パブリック・コメントの実施に当たっては後期計画の見直しを行う経緯について明記していただきたい。

中村委員 予算が限られている中で全ての計画を同時並行に実施すると目標に達しないと思うので、目標を絞るのはいかがか。

会長 当局としてはそう危惧を持っている委員もいることを認めていただき進めていただければと思う。

<意見なし>

会長 意見がないようなので、その他について事務局から説明をお願いします。

(3) その他

<事務局説明>

- ・野田市総合計画後期基本計画の策定については、新型コロナウイルス感染症の影響でスケジュールが変更となっていることを説明
- ・本日の審議会に提出させていただいた素案により、パブリック・コメント手続に入らせていただくことを説明
- ・見直しを行う経緯についても記入し、パブリック・コメントを実施することを説明
- ・パブリック・コメント手続後は市民からの意見を事務局で反映させた案を作成し、再度審議していただき、答申を頂くことを説明

会長 意見が特にないようであれば、閉会とさせていただきます。

<発言なし>

3 閉会

会長 午後3時30分、閉会を宣言した。